

保健師・助産師・看護師・准看護師をめざす人へ

燕市修学資金貸与制度のお知らせ



この制度は、将来、**県央地域**で**看護職員**として働く意欲のある人に、修学資金（無利息）を貸与する制度です。卒業後、直ちに**指定医療機関**において5年間看護業務に従事した場合、返還が免除されます。

－ 制度の概要 －

- ◆**対象者**：本人または保護者等が燕市内に住所を有し、
令和7年4月において看護師等を養成する
学校または養成所に在学している人
- ◆**受付期間**： 令和7年2月17日（月）から
令和7年4月9日（水）まで
- ◆**貸与額**：月額 5万円・4万円・3万円 から選択
- ◆**貸与期間**：正規の修業期間（最長5年間）
- ◆**返還免除**：下記①②すべてに当てはまる方
 - ①学校や養成所を卒業後、看護職員の免許を取得
 - ②資格取得後、直ちに**指定医療機関**（県央基幹病院または新潟県立吉田病院）において、当該免許を活かした業務に5年間継続して従事

※申請方法等詳細は、市ホームページをご覧ください。



★新潟県が実施している看護職員臨時修学資金制度と併用すると、最高月額10万円が貸与され、5年間従事することで、県・市とも**全額が返還免除**となります。
（詳しくは新潟県ホームページをご覧ください。）

申込み先：燕市健康づくり課（市役所1階 13・14番窓口） 電話 0256-77-8182